

第54回
東京都景観審議会

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

第54回東京都景観審議会議事録

I 日 時

令和4年6月22日（水） 9：59～11：01

II 場 所

都庁第二本庁舎10階 201、202会議室

III 出席者

【委員】有賀会長、阿部委員、大澤委員、畔柳委員、瀬良委員、光井委員、依田委員、井上委員、大倉委員、松井委員、服部委員、海堀委員、長谷部委員（代理：加藤部長）、松下委員（代理：高橋課長）、杉浦委員

【事務局】福田都市整備局長、山崎景観・プロジェクト担当部長兼都市づくり政策部長、菅原緑地景観課長、森澤屋外広告物担当課長、深尾景観担当課長、

IV 議事次第

1 開 会

2 都市整備局長挨拶

3 会長・副会長選出

4 議 事

<報告事項>

(1) 計画部会の活動状況について

(2) 東京都選定歴史的建造物の新規選定候補の追加について

5 閉 会

V 配付資料

報告資料1 専門部会について

報告事項1－2 計画部会の活動状況について

報告資料2 東京都選定歴史的建造物の選定候補の追加について

○菅原緑地景観課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第54回東京都景観審議会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長の菅原でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、現在、ご出席の委員の方々、15名でございます。東京都景観審議会規則の第5条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、お手元のほうにお配りしております、資料についてご説明いたします。1枚もので、委員名簿、座席表、議事次第、あとは報告資料の1と2でございます。そのほかに机の上に、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、また、ファイル綴じの「景観法、東京都景観条例、東京都景観審議会運営要綱、規則」等を置かせていただいております。

すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら、事務局のほうへお声かけいただければと思います。

揃っているようですので、進めさせていただきます。

また、本日の会議につきましては、現在、傍聴を予定されている方はいらっしゃいません。

議事録に関しましては、全文を東京都のホームページで公開をしていく予定でございます。

議事に入ります前に、事務局の職員をご紹介します。

都市整備局長の福田でございます。

○福田都市整備局長 福田です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、景観・プロジェクト担当部長兼務、都市づくり政策部長の山崎でございます。

○山崎景観・プロジェクト担当部長兼都市づくり政策部長 山崎です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 屋外広告物担当課長の森澤でございます。

○森澤屋外広告物担当課長 森澤です。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長 景観担当課長の深尾でございます。

○深尾景観担当課長 深尾でございます。よろしくお願いいたします。

○菅原緑地景観課長　ここで事務局を代表いたしまして、都市整備局長、福田より一言ご挨拶させていただきます。

○福田都市整備局長　皆さん、おはようございます。景観審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より東京都の景観行政につきまして、ご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、3年ぶりの対面での開催でございます。委員改選後の初めての審議会でございます。今回から7名の委員の方に新たにご就任いただくとともに、9名の委員に引き続きお願いをすることになりました。

東京のこれからの都市づくりにつきましては、成熟した都市にふさわしい落ち着きや風格、新しい魅力を創出していく必要がございます。委員の皆様には、美しく、風格ある首都東京の実現に向けて、お力添えをお願いできればと思います。

昨年度は、東京の歴史と文化を今日に伝える、貴重な歴史的建造物について、この景観審議会の中に、歴史景観部会というものがございますが、そこでの部会の審議を踏まえて選定作業を進めまして、2月の本審議会において、6件の候補について、ご報告をさせていただきました。

また、もう一つの部会である計画部会におきましては、新宿駅西口の開発事業や、八重洲二丁目中地区など10件の大規模開発について、建築物の形態や、意匠、色彩、屋外広告物等適正に誘導するなど、町並みと調和した、質の高い魅力ある景観形成を図る観点から、ご審議を精力的にいただきました。今後とも審議会委員の皆様方からのご意見、ご議論をいただきながら、美しく風格ある東京の再生を図り、東京の魅力と価値がますます高まるよう、さらに取り組んでいく所存でございます。改めまして、皆様方のお力添えをお願い申し上げます。本日の議事につきまして、何とぞどうぞよろしく願いいたします。

○菅原緑地景観課長　ここで、福田局長は、公務のため、退席とさせていただきます。お集まりの委員の皆様におかれましては、本年6月1日から2年の任期で委嘱をお願いしておりまして、本日は委員改選後、最初の審議会となっております。

それでは、委員の皆様の方、ご紹介させていただきます。

東京都景観審議会委員名簿をご覧ください。

では、名簿順に、私のほうからお名前を読み上げさせていただきますので、本日、ご出席の委員の方は、ご紹介後、一言で構いませんので、ご挨拶のほう、お願いできればと思

います。

まず、東京都景観審議会規則第2条第1項第1号に規定する、学識経験を有する委員の方をご紹介します。

日本大学理工学部教授、阿部貴弘委員でございます。

○阿部委員 阿部でございます。どうぞよろしくお願いたします。私は以前、歴史景観部会には参加したことがあるのですが、この本会議は初めてとなります。どうぞよろしくお願いたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東京農業大学地域環境科学部教授、荒井歩委員ですが、本日、ご欠席でございます。

早稲田大学大学院創造理工学研究科教授、有賀隆委員でございます。

○有賀委員 おはようございます。早稲田大学の有賀でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東洋大学理工学部准教授、大澤昭彦委員でございます。

○大澤委員 東洋大学の大澤です。どうぞよろしくお願いたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、スタジオドゥカ建築設計室管理建築士、畔柳美知子委員でございます。

○畔柳委員 スタジオドゥカの畔柳です。学識経験といっても、私は実際の実務の設計をやっております。よろしくお願いたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、日本住宅パネル工業協同組合理事長、瀬良智機委員でございます。

○瀬良委員 瀬良と申します。どうぞよろしくお願いたします。私は、計画部会の委員も兼任させていただいております。よろしくお願いたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、東京藝術大学美術学部長建築科教授、光井渉委員でございます。

○光井委員 光井でございます。この景観審議会の委員とともに、歴史景観部会の専門委員を兼務しております。よろしくお願いたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、カラープランニングコーポレーションクリマ、依田彩委員でございます。

○依田委員 クリマの依田彩と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、規則第2条第1項第2号に規定いたします、都民委員

をご紹介させていただきます。

井上開委員でございます。

○井上委員 井上開と申します。今期より都民委員として参加させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、大倉素子委員でございます。

○大倉委員 都民委員の大倉素子と申します。色彩に関する活動を続けております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、松井千輝委員でございます。

○松井委員 今年度から都民委員でお世話になります。松井千輝と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、規則第2条第1項第3号に規定いたします、事業者委員でございます。

東京商工会議所、商工部門代表の服部津貴子委員でございます。

○服部委員 服部津貴子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、商工会議所、都市開発部門代表の海堀安喜委員でございます。

○海堀委員 海堀安喜と申します。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○菅原緑地景観課長 続きまして、規則第2条第1項第4号に規定します、区市町村長の代表委員でございます。渋谷区長、長谷部健委員でございますが、本日は代理で、渋谷区都市整備部長、加藤健三様にご出席いただいております。

○加藤代理委員 渋谷区長代理、渋谷区都市整備部長の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、武蔵野市長、松下玲子委員でございますが、本日代理で、武蔵野市都市整備部まちづくり推進課長、高橋弘樹様にご出席いただいております。

○高橋代理委員 武蔵野市長代理、武蔵野市まちづくり推進課長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○菅原緑地景観課長 続きまして、瑞穂町長、杉浦裕之委員でございます。

○杉浦委員 瑞穂町長の杉浦でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○菅原緑地景観課長 以上で委員のご紹介を終わります。

続きまして、会長、副会長の選出を行いたいと存じます。

当審議会の会長と副会長につきましては、審議会規則第3条第1項の規定に基づきまして、委員の皆様の中から互選により選出していただくこととなっております。いかがでございましょうか。どなたか、ご推薦はございますか。

○光井委員 会長につきましては、都市計画、そして、都市景観全般に詳しく、そして、いろいろな委員会等の経験がある、有賀先生を推薦したいと思いますが、いかがでございましょうか。

○菅原緑地景観課長 ただいま、有賀隆委員に会長をとということで、お願いしてはどうかというご発言がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○菅原緑地景観課長 異議なしということでお声をいただきましたので、それでは、有賀隆委員につきまして、恐縮ではございますが、会長をお願いさせていただければと思います。いかがでございましょうか。

○有賀委員 お引き受けいたします。

○菅原緑地景観課長 ありがとうございます。

それでは、有賀隆委員を会長に選出させていただきます。東京都景観審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、有賀会長に、議長をお願いいたします。

有賀会長、よろしくお願いいたします。

○有賀会長 改めまして、有賀でございます。ただいま当審議会の会長職に推薦いただきまして、ご承認いただきました。誠にありがとうございます。

早速ではございますが、副会長の選任に進ませてもらいたいと思います。

副会長も、委員の互選により定めることになっておりますが、どなたか、ご推薦はございますか。

○光井委員 会長にご一任させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○有賀会長 委員の皆様方、今、会長一任ということでご発言いただきましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○有賀会長 ありがとうございます。

それでは、大変潜越ではございますが、瀬良智機委員に、副会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○有賀会長 瀬良智機委員、副会長、選出、お願いさせていただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○瀬良副会長 ありがとうございます。微力ではございますけれども、有賀会長を補佐して職責を務めてまいりたいと思います。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○有賀会長 それでは、早速ですが、本日の議事に入ってまいりたいと思います。

報告事項の（１）について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○深尾景観担当課長 それでは、説明を進めたいと思います。

計画部会の活動状況のご報告の前に、お手元の報告資料１をご覧ください。

東京都景観条例第35条第５項による専門事項の調査、審議のため、審議会に専門部会及び専門員を置くことができる規定に基づき設置するもので、計画部会と歴史景観部会を設置しております。

まず一つ目が、計画部会でごございまして、瀬良先生をはじめ、６名の方にご就任をいただいています。

景観条例の第21条第２項及び、東京都景観審議会運営要綱第15条第２項に基づき、大規模建築物等の建築物等に対しまして、広域的視野と専門的見地から、計画部会に意見を求めているところでございます。個別の計画、案件ごとに事業性に配慮しながら、例えば、皇居周辺においては、皇居周辺にふさわしい良質な建築デザインの誘導、そして、都市再生特別地区につきましては、都市としての価値を高める質の高い計画などの観点からご審議をいただいているところでございます。その際、東京都景観計画に位置づけた景観形成方針、地区別の景観形成基準への適合性や妥当性についても活発にご意見をいただいているところでございます。

事業者等による事業の進捗等に応じまして、都市計画提案時、基本設計時、実施設計時など、適切な時期に、計画部会にて意見を求めているところでございます。

次のページ、もう一つの専門部会が、歴史景観部会でごございまして、光井先生をはじめ、４名の先生方にご就任いただいております。

東京都選定歴史的建造物の選定、それから、保存、活用方法に関して貴重なご意見を述べていただいております。具体的には、歴史的な価値を持つ建造物のうち、景観上重要なものとして、選定基準に基づき、東京都選定歴史的建造物を選定するほか、文化財など、歴史的な価値のある建造物や庭園等のうち、これらを含む周辺の良い景観形成に特に重大な影響を与える、特に景観上、重要な歴史的な建造物等を定めるため、意見をいただい

ております。

報告資料1-2をお願いいたします。計画部会の活動状況について、でございます。

まず、1点目といたしまして、令和3年度の活動実績をお示しさせていただいております。令和3年度は、計画部会を5回開催しております。

項番2、審議内容でございます。皇居周辺の景観誘導区域における建築物のデザイン評価といたしまして、記載の富士見二丁目3番街区を扱っております。

また、都市再生特別地区を活用した計画については、8件扱ってございまして、八重洲二丁目中地区、新宿駅西口開発事業や、渋谷二丁目西地区等、記載のような地区について扱っております。

また、その他といたしましては、大規模建築物等における屋外広告物等の取扱いについて、審議事項がございました。

2ページ目をご覧いただきたいと思っております。こちらは計画部会として、現在、審議進行中の案件でございます。

項番、3番です。大規模プロジェクトにおける部会意見の例として挙げさせていただいております。

東京駅八重洲側、有楽町寄りの街区でございます。八重洲二丁目中地区につきましては、鍛冶橋交差点からの見え方は、隣接街区の建物と比較して大きなボリュームとなることから、頂部を含む高層部のデザインについて、分節化等による圧迫感の低減など、デザインのディテールを検討されたい、などを事業者へ示させていただいているところでございます。

また、現在、小田急百貨店がございます。新宿駅西口地区開発事業につきましては、西口広場側は、各街区との調和に加え、公共性の高い空間であることを意識して、建物中低層部と広場との立体性を保ちつつ、線路上空に予定しております。東西デッキやセントラルプラザと称する広場と連携して、隣接街区に人がよどみなく流れていく空間の創出を検討されたい、などのご意見をいただいております。

さらに渋谷駅東側、宮益坂を上がったところに位置します。渋谷二丁目西地区につきましては、部会意見といたしましては、高層部分の建物形状ファサードについては、青山通りからの見え方など、広域的な視点場により検証した上で、デザインを検討されたいといった意見を示させていただいております。

また、4番、審議が終了した案件につきましては、本日の本報告をもちまして、順次、

ホームページで公表させていただきます。昨年度中に審議が終了した案件について、資料を載せていただいております。

別紙1、虎ノ門一丁目東地区、別紙2、赤坂二・六丁目地区、別紙3、渋谷駅桜が丘地区でございます。

別紙1は、東京メトロ銀座線虎ノ門駅に隣接します、虎ノ門一丁目東地区でございます。計画概要をご覧ください。立地としては、この辺りの一部でございます、赤く塗られたところが都市再生特別地区の区域ということになってございます。

1ページめくっていただくと、部会での意見と事業者側の対応ということで、部会での積み上げがこちらに記載されております。

具体的には、資料1を見ていただきますように、霞が関や外堀通りの北側地区との関係を意識して、質の高いデザインが実現されるよう検討ということで意見をいただいたところに対して、事業者から、右側、高層部・低層部に奥行き感のあるアースカラーの外装ルーバーを採用することによって、霞が関エリアのアースカラーの重厚で伝統的なデザインと調和し呼応するデザインとしていくというように変更することになりました。

こちらを見ていただくとおり、アースカラーの外装ルーバーが重なり合い、印象的に浮き上がることで、霞が関エリアの建物群との調和を創出したという事例でございます。

資料2を見ていただくと、こちらは地下広場に対する例ということで、地下広場にあっては、開放的で快適な空間となるよう検討されたい、という意見です。それから、地上に接続する大階段については、緑のネットワークへのつながりも考慮してくださいという意見に対して、明るい色調の仕上げ材だとか、折上げ天井の採用によって、非常に明るく開放的な空間が提案されているかと思えます。

それから、間口を最大限広く取った階段によって、連続性のある仕上げを採用することで、立体感のある空間を創出しています。パースを見ていただくとおりかと思えます。

資料3につきましては、外壁のデザインについての部会からの意見です。外壁のデザインについては、アーバンスケールからヒューマンスケールへの変化を表現している高層部と低層部の外観デザインの一体感・連続性については、各方面から見え方の検証も踏まえ検討されたい、という意見でした。これにつきましては、右側のとおり、ファーリングという言葉は、最上部の建物の鉢巻きのような部分なのですけれども、こちらにつきましては、パースにあるように、横基調のスリットを中止して、ガラスの透明度を上げて表現をしていくということになりました。

それから、南側外壁デザインについては、北側のコンセプトを踏まえながら検討してくださいという意見で、左側のパースが、右側のように改善されたという資料になっております。

資料5も地下広場で、こちらの柱の形状を少し変更することによって、広がりのある一体的な空間を提案しております。

また、次のページも地下広場ですが、大階段の柱のデザインを変更することによって、構造体として、柱の存在感を和らげているというような内容でございました。

別紙2をお願いいたします。

東京メトロ千代田線赤坂駅に近接する赤坂2・6丁目地区の計画概要でございます。立地はご覧のとおりでして、赤坂に近接しています。東棟の建物が地上40階。西棟の建物が19階という建物形状になっております。

次ページは、部会からの意見に対して、事業者の対応というように整理されております。

図-1です。部会から、赤坂らしさ、赤坂の歴史性も踏まえ、デザインの方向性を検討されたい、とする意見が出され、コンセプトを考えていくなかで、凛とした強さ、優美さ、やわらかさ・自由さをテーマに、右側の①、②、③のようなコンセプトを構成し、検討を進めていくというところでもございました。

図-2では、こちらは周辺からの圧迫感の軽減というようなご意見に対しまして、パースのようなデザインにすることで、例えば、重なり合う部分の屋根のところなのですが、太さを調整し、高層部のボリューム分節を調節して、低層部の切替を明確化しています。また、柱の部分のサイズを小さくすることによって、低層部の開放感をつくっていくというような内容でもございました。

図-3も大屋根ですが、ガラス素材を、低層部と高層部とで変えることで、低層部の顔づくりを行うというようなものでございました。

図-4は、赤坂通りの沿道を景観形成に貢献するよというご意見に対しまして、パースのように、大屋根が人々を迎え入れるような形状にし、右側の建物であれば、丸みを持つ平面形状とし、ピロティを設けるといったことで、圧迫感を軽減していくというような内容になっています。

少しページを飛ばしていただいて、図-6です。東棟、駅からつながる駅前広場についても提案がありました。駅と町が一体となったにぎわい創出の検討ということで、①、②、③のように、内部空間について、例えば、象徴的な階段によって、改札から出てすぐにア

イストップになることでわかりやすい動線をつくり出し、イベント広場と地下の駅前広場が象徴的な階段につながっていくことで、にぎわいが連続するなどの提案を受けています。

別紙3をお願いします。渋谷駅南西部に位置します、渋谷区桜丘地区の計画概要でございまして、ご覧のとおり、渋谷の開発の中の一つでございます。

A1棟、A2棟、B先端棟、B棟、C棟ということで、建物が複数棟建っていくプロジェクトでございます。

次ページは、計画部会からの意見と事業者の対応ということで並べております。

資料1を見ていただくと、建物内部に設置する自由通路の形状につきましてご意見いただいたものですが、階段の配置については、自由通路から直線的になるほうがよかろうというところございまして、エスカレーターを直線的に配置し直したというようなところがございました。

それから、資料2、こちらは変更前、変更後で見ただけだと分かるのとおり、変更後は、門型のデザインのゲートを演出してございます。これにより、その奥にあるアーバン・コアの視認性と回遊性を改善しているところでございます。縦動線を表出することで、見る・見られるという関係を強化しまして、周辺街区と呼応するにぎわいを創出したという事例でございます。ゲート感の演出が図られたというものになっております。

資料3が、アーバン・コアの強化ということで、変更前、変更後です。変更後のパースの左側に少し門が見えるのですが、そこは先ほどのゲートになっています。正面がアーバン・コアというものになっています。アーバン・コアの透明性、あるいは視認性を維持したまま、しつらえを強化、拡充して、初めて訪れる人にとっても分かりやすく、多様なアクティビティがまちへと表出するデザインへとさらなる改善をしていくという提案でございます。

資料4は、外部周辺と呼応させる提案でございまして、設計の進捗の中で、内部の機能に基づいた分節に変更しています。これによって、高層ボリュームによる圧迫感を軽減し、適度な分節を表現しています。AB街区構想の植栽による、緑のつながりなども提案されています。

駆け足になりましたが、以上が計画部会での活動状況についてのご報告でございます。説明は以上になります。

○有賀会長 どうもありがとうございました。ただいまの計画部会の活動状況、報告事項でございますが、質疑がございましたら、委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたしま

す。

いかがでしょうか。畔柳委員どうぞ。

○畔柳委員 終了したものに対しては、かなりの具体的な資料を見せていただいているので、こういう計画に対して、計画部会で、こういう意見を述べて、こういうふうになったということが非常に分かりやすく説明していただいて、ご報告をいただいたのですけれども、これに関しては、もう終わってしまったことということで、こういうふうになったのだなという報告を受けたということにします。

ただ、今、現在進行中のものに対して、大規模プロジェクトにおける初回意見についてというのを、今、あそこに後ろの正面のスクリーンにも出ていますけれども、パースを1枚見せられて、鍛冶橋交差点側からの見え方、隣接街区の建物と比較して、大きなボリュームとなることから、頂部を含む高層部の云々と書いてあることに対して、これは何をご報告されているのか、全然分からないのです。報告しましたということの事実が必要だから、報告されているにすぎないような気がします。つまり、どういうプロジェクトに対して、どういう意見を述べているのかということが何も見えない。

この三つ、みんなそうです。事前説明のときに、事前の東京都の方との打合せのときに、そう言いましたら、個人情報というようなお話が、個人的な、まだプライベートなプロジェクトの内容なので、口頭できないからというようなお話があったのですけれども、先ほど、この審議会、審議委員に対して、例えば倫理規定があったりするわけです。ここにあることは、倫理規定というものがありません。14条に、委員は、任務上知り得た秘密を漏らしてはならないなど、そういうことが書いてある。

例えば、その資料として、私が持って帰らないにしても、そのスクリーンに、こういうプランがあって、こういうプランとは平面図ですが、平面図があって、このところについて、こういうふうに思ったので、こういう意見を述べたのだということを言っただけならば、そうかと思えますけれども、それは報告を受けたことになりませんが、この2枚のペラを見せられて、報告しましたと言われても、納得できません。何のためにいるのだろうと、非常に疑問に感じました。

○有賀会長 ありがとうございます。事務局のほうでよろしいですか。お願いします。

○深尾景観担当課長 ご意見をありがとうございます。この大規模プロジェクトの部会意見につきましては、次回、できる限りでそういった形で、ご提案ができる範囲になるかと思えますけれども、少し改善という形を取ればと思っております。今回、資料の中で、

委員ご発言のとおり、パースと文章だけでは、見てとれないということかというふうに理解いたしました。状況を確認いたしました。承知いたしました。

○有賀会長 よろしいですか。

畔柳委員、どうぞ。

○畔柳委員 それともう一つなのですけれども、今回の大規模の中で終わりましたということに対する計画概要のご説明に関しては、例えば、専門部会の方たちの計画部会のほうの意見に対して、こういうお返事が返ってきましたということで、何か一応話が行ったり来たりしているような気がするのです。それで、すごく疑問に思っていたというか、この景観審議会の意見というのは、どのくらい景観は実際に出来上がるものに対して、実現されるのだろうということがすごく疑問に思っています。

というのは、今回のものではなくて、この間出来上がった、何とかトーチという建物、東京駅の北側のところにできた建物に関する計画部会からの意見に対して、事業者が言ってきたお答えというのが、どう考えても、大学だったら絶対にこれは落第だろうなというお返事しか返ってきていないのに、終了してしまったものとして、報告されたという経験があります。前回か、その前々回ぐらいだったと思うのですけれども、そうになると、景観審議会で審議したもの、計画部会、専門部会も含めて審議したものが、恐らく個人のプロパティだから、公が口を出せるのはここまでが限度ですというような話になってしまうのだと思うのですけれども、どのくらい力があるのかということをお教えいただきたい。

○深尾景観担当課長 ありがとうございます。まず、先ほどの景観の審議会と部会のお話を少し解説が不足しておりましたので解説いたしますと、景観条例において、こちらの審議会というものがまずあって、その中で良好な景観形成に関する重要事項を調査・審議させるための知事の附属機関というふうに位置づけられています。こちらは条例で定められています。

そして、審議会の中で、先ほどお話をさせていただいた、大規模事前協議等について、専門部会の議決をもって、審議会の議決とするというふうにしてございまして、そういった内容から、審議会に対して、こういう形で報告とさせていただいているところでございます。

先ほどの、二つ目のご質問につきましてなのですが、部会の意見を事業者にお伝えをして、お伝えをした内容を実現していただくということを繰り返しやっておるところでございまして、事業者さんの協力を得ながら、できる限り、その事業者も、先ほどお話しした

採算性等もあるかとは思いますが、実現に向けて、協議、進行していくという流れになっておりますので、どうしてもこれはやらなければならないというところまでには、委員がご発言の決して絶対やらせるというようなものではないというふうに理解していません。

○有賀会長 ご説明いただきましたが、いかがですか。

○畔柳委員 この大規模建築物については、例えば、計画部会のほうから何回行ったり来たりがあるとかというのがあるのですか。

というのは、何とかトーチ、東京駅の北側の鍛冶橋あたりの建物だったと思うのですが、何度も何度もこの皇居前の地域の風格あるデザインを考慮されたいというようなことが何回も言っているのですけれども、常に返ってくるお答えが、それに対するお返事になっていないようなことが何回か繰り返された。それで終わりましたという感じのいきさつだったと思うのです。それは例えば、3回やったらおしまいとかというのがあるのですか。

だから、私が大学だったら、絶対に無理だろうなと思ったというのは、計画部会のほうで、そういう意見を述べられている方々は、大学の先生であったりするわけです。それに対して、学生がこの答えを出したらアウトだよなというような答えしか返ってこない状態で、話が進んでしまう。

というと、やはり私は実務をやっている人間ですので、この事業者の感覚としては、もう頭を下げて、わけの分からなことを答えておけば、そのうち通り過ぎるなど思っているとしか思えないようなやり取りだったなというのが感じているわけです。それでしようがないという形になるものなのですか。

○有賀会長 瀬良委員、どうぞ。

○瀬良委員 先ほど申し上げましたように、私は、計画部会の委員を兼務しておりますので、一言お話をさせていただきたいと思います。

もちろん、これは部会の全体を代表した意見というわけではございませんけれども、今、畔柳委員のお話をお伺いして、感じたことを申し上げたいと思います。

まず、私は計画部会の一員として、畔柳委員のお話をお伺いしまして、背筋がピンと伸びたような、そのような気がいたしました。非常に真摯なご意見をありがとうございました。

まず審議会と計画部会の役割というようなことがあると思います。先ほど、事務局から

もお話があったように、審議会は大きな景観の方針を決め、また、東京都景観計画などを議論していかれるわけですが、一方で、計画部会は、今度は個別の大規模なプロジェクトについて、きちんと事前に協議を受けて、その審議をし、それに対して意見をし、その結果は、今回のような形で審議会に報告される。審議会で議論いただいた大きな景観の方針に基づいて、部会は具体のプロジェクトについていろいろと審議をする。基本的な考え方は、そういうふうに理解しております。

実際の審議に当たっては、今日、終了案件のほうでご説明があったように、まず事業者からお話をお伺いし、それについて審議をして、部会としての意見をまとめて、事業者にお返しをし、またそれを踏まえて、事業者は対応方針を検討し部会はその説明を聞き、意見をまとめて、また返すという形で、繰り返してキャッチボールをする。こうしたプロセスを通じて、事業者と本当に真剣なやり取りをして、よりよい計画をつくり上げていくという形になっております。

この場で報告する場合には、どうしてもまとめて報告をされることになるので、なかなかディテールまで伝わり切らない部分があるかもしれませんが、いろいろな制約がある中で、双方、真剣なやり取りをした結果として、計画をよりよいものにしていくという気構えで、私自身は審議に臨んでおります。

先ほどご説明がありましたように、計画部会の議決が、この審議会の最終的な議決になるという条例による定めがございますので、計画の委員として、本当に緊張感を持って重い責任を感じながら審議をさせていただいております。

景観という概念はなかなか幅広く奥深いものですから、一つの基準でなかなか測れない部分がたくさんあるかと思えます。そういう中で、部会の複数の委員が集まって、エキスパートジャッジするという、そこに意味があると感じておりました、そういう枠組みになっておりますので、私自身も今後もしっかりと研さんを積み、また、この部会での充実した議論を通じて、東京都のよりよい景観の形成に貢献してまいりたいと考えております。

引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○有賀会長 どうもありがとうございます。畔柳委員、瀬良委員から、ご意見、それから、ご意見に対しての計画部会のお立場からのお話もいただいたところですが、畔柳委員、よろしいでしょうか。

○深尾景観担当課長 会長、すみません。一つ追加で、審議会の審議事項として、先ほど瀬良委員からあったとおり、計画改定がございまして、直近ですと、平成30年度、第48回、

49回、2回に分けて景観審議会場で景観計画の変更を審議いただいております。

背景としては、東京を訪れる外国人客の増加ですとか、ライフスタイルの多様化による夜間の外出機会の増加等に伴って、夜間における景観の形成に関する指針などを定めるところで、景観計画の改定がございました。今後も、そういった、例えば都市計画等の上位計画の変更に伴って、景観計画を変更するということもあろうかと思っております。その際は、ぜひともご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○有賀会長 ありがとうございます。

事務局からもご説明いただきましたとおり、ただいま報告事項としてご説明いただいたような、計画部会で取扱われて審議をされた件、それから、現在進行中のものも含めて、いずれも協議をしていく中で、よりよい景観形成に資するようなものを実現していこうという観点では、計画部会の委員の皆さん方、それから、事業者の方々、そのところについては、よりよい計画内容にしていくということについては、共通しているのだと思っております。

そのやり取りの中で、なかなか本審議会の資料として、つまびらかに、事細かく詳細に実際にすべての資料を出していただくというのは、なかなかこれは非現実的なことになってしまうのですが、今日、終了したものの取りまとめた報告がございましたけれども、複数回のやり取りを経て、恐らく最終的な計画部会としての成案に至っているのだと思っております。

それから、私の経験では、広告物審議会のほうでの小委員会と本審議会の関係という中でも、随分経験をさせていただきましたが、かなり提案者、事業者さんとのやり取りの中では、例えば、CGを使ったり、それから現場を見に行ったりとか、それから、模型を持ってきて説明をしてもらったり、そういう意味では、より具体個別の意匠も含めた計画内容の審議というのを尽くされているというふうには、これは、恐らく計画部会でも同じようなことをきちんとやられているというふうには思っております。

だから、そういう意味でいうと、計画部会の委員の先生方のご尽力を多とされたいというふうに思っておりますし、それからそれを本審議会場で報告を受けまして、先ほど事務局からも少しお話、補足でございましたけれども、都の景観計画、あるいは基準、色彩のガイドライン等々、いわゆるこの本審議会が依拠する、基になる、いわゆる都の計画に照らして、併せて計画部会の検討のプロセスもご理解いただいた上で、何かご意見がある、あるいはお尋ねがあるというものについては、ぜひ、事務局からもまた補足の資料を出していただけるというお話でしたので、そのようなことで運営を進めてまいりたいと思っておりますし。

それから、冒頭、先ほど事務局からもお話がありましたが、資料については、審議途中のものについて、この本審議会の資料として適切な範囲で、少し補足的に加えていただくということも、次回以降にさせていただけるということですので、その点をご理解いただいた上で、説明させていただければと思います。ありがとうございます。

ほかに、ほかの委員の皆さん方からほかに何かご質問はございますか。(1)の報告事項が複数件ございましたが、これについて、いかがでしょうか。

大澤委員、どうぞ。

○大澤委員 今のお話の中で、計画部会の意見が出て、それに対して事業者側が対応する。それが複数回やり取りされているということだったのですけれども、そのやり取りをしていくプロセスが、もう少し分かりやすい資料にまとめられたらいいのかなと思ったのですけれども。

どういうことかという、この報告資料1-2の5ページ目に、建築物のデザイン協議事項、虎ノ門一丁目東地区とあるのですけれども、ここで書かれているものが、3回分の計画部会の意見と対応とあるのですけれども、例えば、令和元年7月5日の計画部会の2番に書いてある地下広場について、こういう意見を踏まえた都の見解が出ました。それに対して事業者側が対応しました。その対応に対して、次の計画部会で、どういう意見が出たのかというのが、横に並べる形で示されたほうが、そのやり取りのプロセスというものが分かりやすく表現できるのではないかなと思ったのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○深尾景観担当課長 大澤委員、ありがとうございます。改善すべき点かと思っておりますので、次回以降、検討の上、改善の方向で考えたいと思います。ご意見をありがとうございます。

○有賀会長 ありがとうございます。計画部会でのやり取りのまとめ方についても、より分かりやすくご工夫をいただければなというふうなご意見だったかと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

畔柳委員、どうぞ。

○畔柳委員 すみません。一番聞きたかった、これは計画部会が業者とやり取りをする回数などは決まっているのですか。

○深尾景観担当課長 回数という部分は、5回とかという決めはないです。

○畔柳委員 こだわっているのは、先ほどから同じトーチという建物について言っていますが、計画部会から、3回ぐらい風格のあるデザイン検討されたいみたいなことが

言われているのです。3回も言われたら、意見としては、あなたのこの建物のデザインは風格がないですと言っているに違いないと、誰もが思うと思うのです。これは今回のではないので申し上げないのですけれども、結局、お答えは、そのままわけの分からないことだったので、忘れてしまったけれども、広がりがどうだとか、全然違うお答えで返ってきていて、それで結局終わってしまって、建物ができてしまいましたという資料を見せられて、私としては絶句をしたという感じなのですけれども、絶句をしたというか、前にも文句を言ったと思うのですが。

一応建築の専門の方々が、計画部会で3回も言っているのに、あなたたちは無視するというぐらいなお答えで、そのまま建物ができてしまうということに対して、何か変だなと。計画部会の方々というのは、大学の先生たちで、私も昔、学生だった頃は、先生たちが、あなたのデザインは、どう考えたとしてもここを全然考えていないだろうとか言われたら、やはり次はきちんと考え直そうとか思っていくわけです。そうやって、そういうお返事が返ってこないということは、事業者のほうで、計画部会の意見を軽んじているというふうにしかならなかつたということです。なので、今、回数を聞きたかったということです。結局、どういうことになるのでしょうか。

○有賀会長 ありがとうございます。先ほど、事務局からもお答えをいただいたように、特にやり取りの回数に規定はないというふうなことで、恐らく部会として、ある成案を得るまでに、必要かつ十分な回数をかけられているのだと思います。

瀬良委員、どうぞ。

○瀬良委員 先ほどの私の説明も至らなかったもので、申し訳ありませんでした。畔柳委員のご指摘ですけれども、今、有賀会長からもお話がありましたように、あるいは事務局からもご説明がありましたように、この回数に制約はないと、私も理解しておりまして、繰り返しやり取りをして、部会として、部会委員として、きちんと納得がいくまで議論をしているというふうに、私は認識しております。

事業者から同じような答えが繰り返されているという、先ほどからお話がございましたけれども、報告のまとめ方にもよるのかもしれませんが。もちろん、実際には、私自身も委員として参加しておりますので、一步一步積み上げて、計画を改善しようとしていることは事実です。それがもちろん最後の報告を見て、当初の案からがらりと変わるような形になるかどうか、それはケース・バイ・ケースですけれども、いずれにしても、多くの関係者や、いろいろな制約がある中での現実的な答えを、双方で真剣に見いだそうというプロセ

スを通じて、最後の結論が得られていると私は理解しておりますので、ご指摘があったような計画部会が軽んじられているなどということは、私は決してないと考えております。

畔柳委員のご意見は、私としては叱咤激励をいただいたものというふうを受け止めて、一層これからしっかりとした議論を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○有賀会長 瀬良委員、どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の1番については、以上とさせていただきます。

引き続きまして、事項書の2番がございますので、事務局のほうから、東京都選定歴史的建造物の新規選定候補の追加についてということでご説明をお願いします。

○深尾景観担当課長 それでは、進めさせていただきます。報告資料2をご覧ください。

都内の歴史的価値のある建造物のうち、景観上重要なものを選定基準に基づき、都内で96件を選定させていただいております。

昨年度は、区市町村に都選定歴史的建造物の推薦を依頼し、選定候補の追加をいたしました。経過といたしましては、昨年7月に区市町村に推薦依頼をし、回答のあった3自治体、7件につきまして、歴史景観部会の審議、景観審議会の報告を経て、基準に合致した6件の建造物について、選定候補といたしました。

このうち、今現在、所有者様に選定の同意をいただきましたものが、次の別紙に表示した4件でございます。北区3件、小平市1件でございます。左の2件は北区中央公園内に建ててございます、どちらも旧陸軍の施設だったものを活用しており、地域、都民の文化活動、学習の場などに広く活用されております。

右上、カトリック赤羽教会につきましては、赤羽駅の近くでございます。ヨーロッパの中世の形式を参照としており、地域のランドマークとなっております。

右下、小平市の平櫛田中彫刻美術館記念館につきましては、彫刻家の平櫛田中の旧宅でございます。一般公開されており、玉川上水付近の緑豊かな環境と一体的な景観を形成してございます。

以上、4件につきまして、本年7月以降選定告示を予定としているところでございます。

次ページをお願いします。近代洋風・和風建築等案件の選定候補の追加でございます。

平成10年から12年にかけて、まとまった数の選定候補を追加した際、選定基準を満たさず、候補とならなかった建造物が多数ございました。それから約20年が経過いたしましたので、建造物周囲の状況が変わり、周囲から見やすくなるなど、景観特性が向上し

たもの、また、所有者様の管理による維持管理状況が向上した建築物等、選定基準を充たすものにつきまして、改めて調査の上、候補としたいと考えております。

こちらがAのリストになります。もう一方で、Bと書いてございますのが、当時、近代建築総覧などといった文献や、自治体の調査結果を基に、選定候補を抽出いたしましたが、20年経過いたしますと、新たな文献等も発表されてございますので、そういった近年の文献も参考に、リストBを作成しているところでございます。

こちらにつきまして、歴史景観部会の調査・審議をいただいている最中でございまして、今年度末までに新たな選定候補について、追加の目標とさせていただいているところでございます。

以上につきましては、令和3年4月に、景観審議会にて方針の審議をいただいた後、歴史景観部会、本審議会、区市町村所有者の方々にご協力を得ながら進めてまいりました。途中計画ではございますが、ご報告させていただきました。

以上でございます。

○有賀会長 どうもありがとうございます。

ただいま、報告資料の2について、ご説明いただきました。この件について、もし、部会の先生方から何かご発言がございましたら、ぜひお願いしたいと思います。それ以外にも、ご質問、何かございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○光井委員 歴史景観部門の専門員を務めております。

20年前に調査をして、そしてそれで候補を抽出し、そして、その中から同意を得られたものが歴史的建造物になっておりますが、その中でかなりの部分、え、というものが抜けている、あるいは入っていないことがございました。それで今、ちょうど出ております、Aの部分です。近代洋風・近代和風等に関して、零れ落ちたもの、特にどうしていたのか分からないようなものでもあったのですけれども、それを中心に、もう一度見直しを進めているというところがあります。何分所有者様のご理解がないとならないものですから、候補としながら落ちていったものというのは、物すごくたくさんございます。それはまた、状況が変わっているという部分もございますので、その部分で、そして、近年の研究で進んだものがBということになります。

このペーパーの1番のほうです。区市町村の推薦のほうは、それとは少し違った観点で、特に東京の中心部以外で景観行政、景観をいろいろ進めていらっしゃる区市町村の試みがあります。その中でどうしても歴史的な建物を活用した取組をしたいという市町村が多く

ございます。その中で十分な研究が進んでいないけれども、景観というサイドで考えれば、非常に意味があるもの、それを取り上げたい。特に区市町村のほうの申出に沿って、それを検討したいというのが、1番のほうでございます。それで出てきたものについて、実際に見に行ったりもしているのですけれども、景観的にどういう意味があるのだろうかということをお聞きしながら、選定を進めていったというのが、1番のものでございます。

少し補足になりましたが、ご説明をいたしました。

以上です。

○有賀会長 どうもありがとうございました。

ただいま、ご説明をいただいたところです。皆様のお手元というか、机上にもこれまでの選定済みのものの、歴史的建造物等をまとめた冊子がございますので、ご参照いただければと思いますが、かなり今、光井委員からも補足のご説明をいただいたように、基本的には50年が経過したもので、それは所有者さんの同意も含めての話だと思うのですが、これまでに、実は候補に挙がっているながら、選定から漏れていたものというのは、相当数あるということと、それから、近年の新たな学術的な調査研究から分かってきたものも相当あるということで、リストAのほうは、鋭意進めていただいているということかと思いません。

恐らく関連するような学協会等々で、先にいろいろな調査が進んでいたり、あるいは学術的な評価があっても、なかなかそれがイコール都の選定になっていないという場合もありますし、そういうことでの背景ととか、ベースにあるものというのは、まだまだ随分あるというふうなことを、改めて今、ご報告いただいたとおりにかというふうに思いました。

それからもう一点のほうの、区市町村推薦については、まだ都内でも必ずしも景観行政団体になっているかどうかということだけではないのですが、都内の基礎自治体のほうでも、まだ景観行政団体になっていないところもありますし、なろうとしているところもあるのですが、そういう意味では、景観まちづくりや、景観に、町並みに関わる建造物の地域に根差した観点からのやはり再評価というものも、逐次、だんだんと進んでいっている中で、こういうふうな推薦が上がってきているのだというふうに理解できるかと思えます。

むしろ市民の方々、あるいは地域の住民の方々の声によって、基礎自治体のほうで、そういうふうなことを再評価していくということもあろうかと思えますので、ぜひそのようなことで、この区市町村推薦のほうについても、都として、あるいは景観審議会の方針としても、都として、あるいはこの景観審議会本審としても、ぜひ支援、あるいは協力でき

ることがあればしてまいりたいなというふうに思っています。

ほかに、何かご質問ございましたら、どうぞご遠慮なく、ご発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○深尾景観担当課長 すみません、一つ事務局から全体というところで、区市町村さんの景観行政の現在の動きにつきまして、この場をお借りしまして委員の皆様の情報提供をさせていただきたいと思えますので、お時間をいただきます。

先ほど、会長からお話あった、景観行政団体の件でございます、都内、まず、3区、中央区、葛飾区、中野区を除きまして、計20区が、景観行政団体に移行済みでございます。

それから、府中市、町田市、八王子市、三鷹市、立川市、調布市、計26区市が、景観行政団体に移行しているという状況でございます。

それから、近年の景観計画の改定、変更の関係の状況の報告になります。

令和元年度は、我々が承知しているところだと、品川区さん、北区さんです、品川区では、景観計画に、天王洲地区の景観形成基準を追加しております。それから、北区では、景観計画の景観形成重点地区に、中央公園周辺地区を追加しております。

続いて、令和2年度は、足立区さん、豊島区さんです。足立区では、第二次足立区景観計画を作成し、追加しております。豊島区では、景観計画に、池袋駅西口周辺景観形成特別地区の指定を追加しております。

令和3年度は、世田谷区さん、板橋区さん、府中市さん、豊島区さんを承知しております、まず、世田谷区では、景観計画に風景づくり重点区域の新規指定、(奥沢)を追加しております。板橋区では、景観計画の板橋宿不動通り地区を重点地区に追加指定しております。府中市では、景観計画の景観の計画期間を変更し、景観形成の目標と施策の追加等をしております。豊島区では、景観計画に、景観形成特別地区の追加及び変更等をしております。

令和4年度は、新宿区さんですが、こちら、現在進行中というところでございますが、景観計画に広告物関係の追加内容があるということで、東京都に意見照会が来ておまして、現在、景観計画変更の途中でございまして。

それから、先ほどお話しした、景観行政団体の移行ということで、中野区さんが、令和5年度以降、移行に向けて、東京都と調整に入り始めたというところがございます。

ここ二、三年の都内の区市の景観行政の動きは以上でございます。お時間をいただき、ありがとうございました。

○有賀会長 補足のご説明いただきました。どうもありがとうございました。

全体を通しまして、委員の皆さんから、何かご発言があればいただいておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○有賀会長 それでは、用意されております議事は、以上でございますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○菅原緑地景観課長 本日はお忙しい中、ありがとうございます。

これもちまして、第54回東京都景観審議会を閉会させていただきます。

有賀会長、委員の皆様、ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。